

議案第 35 号

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例

橋本市事務分掌条例(平成18年橋本市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。</p> <p>企画部 総務部 <u>市民生活部</u> 健康福祉部 経済部 建設部 上下水道部 (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1) ~ (3) 略 <u>(4) ~ (12) 略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の内部組織を置く。</p> <p>企画部 総務部 <u>市民部</u> 健康福祉部 経済部 建設部 上下水道部 (事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する内部組織の事務分掌の概要は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1) ~ (3) 略 <u>(4) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(5) ~ (13) 略</u></p>

<p>総務部</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) ～ (16) 略</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p><u>(8) 男女共同参画に関すること。</u></p> <p><u>(9) 消費生活に関すること。</u></p> <p><u>(10) 市民協働に関すること。</u></p> <p>健康福祉部～上下水道部 略</p>	<p>総務部</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>(7) 消費生活に関すること。</u></p> <p><u>(8) ～ (17) 略</u></p> <p>市民部</p> <p>(1) ～ (7) 略</p> <p>健康福祉部～上下水道部 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。